

# 「大山地区の小学校のあり方」について 方針を決定

- ◎赤松分校は、平成22年4月を目途に大山小学校（本校）に統合する。これに伴い、平成21年度は教育課程等のスムーズな移行のための調整期間とする。
- ◎赤松分校校舎の耐震工事は実施しない。
- ◎大山地区の小学校は、当面、大山小学校、大山西小学校の2校体制を維持する。

大山町教育委員会では、教育審議会答申をもとに住民説明会を開催するなど、町民の皆様のご意見を伺いながら「大山地区の小学校のあり方」について検討してきました。

2月16日（月）に、定例教育委員会を開催し、次のような方針を決定しましたのでお知らせします。

各教育委員からは、これまでの地域と密着した赤松分校教育の良さを前提としながらも「分校で培われたものを本校で活かせば、より教育に厚みが増す」

「少人数のよさもあるが、たくさんの方とのふれあい得るものは大きい」「子どもの才能は無限。親も地域も、さらに子どもの力を伸ばすために必要な条件をさがすことも大事」「地域から学校がなくなるのは残念だが、地域の中で子どもたちを育てていく方法はある」などの意見が出されました。また、「大山小本校も小規模なので大山地区1校とするのがよい」「いずれの校舎も老朽化しており早急に整備が必要」などの意見もある中、最終的には前述の方針を全会一致で決定しました。

教育委員会では、昨年5月に「大山地区の小学校のあり方について」を町教育審議会に諮問し、11月に答申をいただきました。答申の内容については『広報だいせん』1月号、大山町ホームページに掲載するとともに、大山地区を中心に延べ4回の住民説明会を開催し、町民の皆様のご意見を伺いました。

赤松地域の方からは、少人数教育のメリット、地域に根ざした分校教育のすばらしさなど、主に分校存続を希望するご意見

をいただきました。他地域からは、統合への賛否両論の意見以外に、新築校舎による1校統合の考えや、特色ある学校を選択できるようなしてはどうかなどの提言もいただきました。

ご意見をお寄せいただきました方々、説明会にご参加いただきました方々に御礼申し上げます。

## 水道課から

### 下水道使用料 算定人数の変更 更申請について

①一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

変更申請は随時受け付けていますので、次の事由に該当し、算定人数の変更をご希望の方は、お問い合わせください。

なお、承認期限は毎年3月末までです。翌年度も継続して人数変更をご希望の場合は、3月中に申請が必要です。

- 該当事由と添付書類
- 1. 老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設等に1年以上入所の場合
- 施設の証明書が必要

- 2. その他の事情により1年以上上居住していない（学生・単身赴任は該当しません）
- 区長・民生委員などの証明書が必要

②2世帯以上で下水道を使用されている方は、申請が必要です。この場合、申請書の提出のみで、毎年の更新は必要ありませんが、住民票を異動される時に水道課にご連絡ください。

◆申請場所および問い合わせ先  
名和分庁舎水道課

☎ 0859・54・5204

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6111